

## 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新			旧		
	国自総第	510号		国自総第	510号
	国自貨第	118号		国自貨第	118号
	国自整第	211号		国自整第	211号
	平成 15年	3月 10日		平成 15年	3月 10日
一部改正	国自総第	330号	一部改正	国自総第	330号
	国自貨第	94号		国自貨第	94号
	国自整第	96号		国自整第	96号
	平成 18年	10月 27日		平成 18年	10月 27日
一部改正	国自総第	588号	一部改正	国自総第	588号
	国自貨第	165号		国自貨第	165号
	国自整第	180号		国自整第	180号
	平成 19年	3月 30日		平成 19年	3月 30日
一部改正	国自安第	55号	一部改正	国自安第	55号
	国自貨第	73号		国自貨第	73号
	国自整第	48号		国自整第	48号
	平成 21年	9月 28日		平成 21年	9月 28日
一部改正	国自安第	119号	一部改正	国自安第	119号
	国自貨第	116号		国自貨第	116号
	国自整第	93号		国自整第	93号
	平成 21年	11月 20日		平成 21年	11月 20日
一部改正	国自安第	9号	一部改正	国自安第	9号
	国自貨第	12号		国自貨第	12号
	国自整第	7号		国自整第	7号
	平成 22年	4月 28日		平成 22年	4月 28日
一部改正	国自安第	169号	一部改正	国自安第	169号
	国自貨第	140号		国自貨第	140号
	国自整第	144号		国自整第	144号
	平成 23年	3月 31日		平成 23年	3月 31日
一部改正	国自安第	77号	一部改正	国自安第	77号
	国自貨第	82号		国自貨第	82号
	国自整第	148号		国自整第	148号
	平成 24年	4月 16日		平成 24年	4月 16日
一部改正	国自安第	32号	一部改正	国自安第	32号
	国自貨第	11号		国自貨第	11号
	国自整第	35号		国自整第	35号

平成 25年 5月 1日  
 一部改正 国自安第 210号  
 国自貨第 98号  
 国自整第 244号  
 平成 25年 12月 16日  
 一部改正 国自安第 282号  
 国自貨第 132号  
 国自整第 349号  
 平成 26年 3月 4日  
 一部改正 国自安第 203号  
 国自貨第 61号  
 国自整第 291号  
 平成 26年 12月 25日  
 一部改正 国自安第 104号  
 国自貨第 55号  
 平成 27年 8月 12日  
 一部改正 国自安第 156号  
 国自貨第 91号  
 国自整第 240号  
 平成 27年 11月 9日  
 一部改正 国自安第 71号  
 国自貨第 31号  
 平成 28年 7月 1日  
 一部改正 国自安第 200号  
 国自貨第 115号  
 国自整第 295号  
 平成 29年 1月 13日  
 一部改正 国自安第 254号  
 国自貨第 167号  
 国自整第 368号  
 平成 29年 3月 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

平成 25年 5月 1日  
 一部改正 国自安第 210号  
 国自貨第 98号  
 国自整第 244号  
 平成 25年 12月 16日  
 一部改正 国自安第 282号  
 国自貨第 132号  
 国自整第 349号  
 平成 26年 3月 4日  
 一部改正 国自安第 203号  
 国自貨第 61号  
 国自整第 291号  
 平成 26年 12月 25日  
 一部改正 国自安第 104号  
 国自貨第 55号  
 平成 27年 8月 12日  
 一部改正 国自安第 156号  
 国自貨第 91号  
 国自整第 240号  
 平成 27年 11月 9日  
 一部改正 国自安第 71号  
 国自貨第 31号  
 平成 28年 7月 1日  
 一部改正 国自安第 200号  
 国自貨第 115号  
 国自整第 295号  
 平成 29年 1月 13日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第10条 従業員に対する指導及び監督

1. 第1項及び第2項に基づく乗務員に対する指導及び監督は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督指針」という。）により実施するよう指導すること。

また、第7項に基づく従業員に対する指導監督は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1092号）及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

2. 第1項の「主な道路」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第7項に定められた道路に限らず頻繁に事業のために通行する場所をいう。

3. 第1項に基づく指導及び監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付するよう指導すること。

4. 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第9条の5の解釈1.を準用する。

また、国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報に基づいて、第2項第1号に該当することが明らかとなった運転者に対しては、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させること。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第10条 従業員に対する指導及び監督

1. 第1項及び第2項に基づく乗務員に対する指導及び監督は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督指針」という。）により実施するよう指導すること。

また、第7項に基づく従業員に対する指導監督は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1092号）及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

2. 第1項の「主な道路」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第7項に定められた道路に限らず頻繁に事業のために通行する場所をいう。

3. 第1項に基づく指導及び監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付するよう指導すること。

4. 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第9条の5の解釈1.を準用する。

また、国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報に基づいて、第2項第1号に該当することが明らかとなった運転者に対しては、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させること。

5. 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。）により、貨物自動車運送事業の全部又は一部の承継があった場合において、承継前の事業者で運転者として常時選任されていた者が、引き続き、承継後の事業者で運転者として常時選任される者（承継前の事業者から当該者についての運転者台帳及びこれに添付する指導監督指針第2章1から5まで以外の部分に規定する書面又はこれらの写しを承継後の事業者が引き継いだ者に限る。）については、第2項第2号の運転者に該当しない者として取り扱って差し支えない。

6. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し支えない。

7. 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、第2項第3号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し支えない。

8. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当し、かつ、65才以上である場合には、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号及び第3号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し支えない。

9. 指導監督指針第2章2(2)②の「添乗等により指導する」とは、原則として、添乗により安全運転の実技を実施することを指し、安全運転の実技を実施するための場所を有する外部の専門的機関を活用する場合にあっては、添乗に代えて、ドライブレコーダーの記録により運転者の運転状況を確認し、指導することができることとする。

10. 指導監督指針第2章2(2)②の趣旨は、一般貨物自動車運送事業者等において、運行の安全の確保に必要な実技に関する指導の徹底を期するものであり、したがって、一般貨物自動車運送事業者等は、運転者の技量を見極めつつ、運行の安全の確保に支障がないと認められるまで当該運転者に対して指導を継続して実施する必要があり、20時間の実施では必ずしも十分ではないことに留意しなければならない。

11. 指導監督指針第2章3(1)②の規定に基づく指導の実施時期については、「やむを得ない事情がある場合」のほか、添乗による安全運転の実技により、一般貨物自動車運送事業者等が安全な運転に必要な技能を備えていると判断した運転者に対しては、その後の添乗による安全運転の実技に限り、乗務を開始した後1か月以内に指導を実施しても差し支えない。

12. 指導監督指針第2章5(1)の規定に基づき把握する新たに雇い入れた者の事故歴は、少なくとも過去3年間の事故歴とし、当該者が当該貨物自動車運送事業者において初めて

5. 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。）により、貨物自動車運送事業の全部又は一部の承継があった場合において、承継前の事業者で運転者として常時選任されていた者が、引き続き、承継後の事業者で運転者として常時選任される者（承継前の事業者から当該者についての運転者台帳及びこれに添付する指導監督指針第2章1から5まで以外の部分に規定する書面又はこれらの写しを承継後の事業者が引き継いだ者に限る。）については、第2項第2号の運転者に該当しない者として取り扱って差し支えない。

6. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し支えない。

7. 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、第2項第3号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し支えない。

8. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当し、かつ、65才以上である場合には、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号及び第3号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し支えない。

(新設)

(新設)

(新設)

9. 指導監督指針第2章5(1)の規定に基づき把握する新たに雇い入れた者の事故歴は、少なくとも過去3年間の事故歴とし、当該者が当該貨物自動車運送事業者において初めて

てトラックに乗務するまでに把握すること。ただし、無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の取得に時間を要する場合には、当該証明書の取得のための申請が行われたことを確認した後においては、当該者をトラックに乗務させても差し支えない。

13. 指導監督指針第2章5(1)の規定に基づき把握する事故は、事業用自動車によるものに限らないものとする。

附 則 (略)

附 則 (平成29年3月 日付け国自安第254号、国自貨第167号、国自整第368号)

改正後の通達は、平成29年3月12日から施行する。

トラックに乗務するまでに把握すること。ただし、無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の取得に時間を要する場合には、当該証明書の取得のための申請が行われたことを確認した後においては、当該者をトラックに乗務させても差し支えない。

10. 指導監督指針第2章5(1)の規定に基づき把握する事故は、事業用自動車によるものに限らないものとする。

附 則 (略)